平成２２年（フ）第４４５号
長崎県長崎市船石町1504番地２
債務者　籾井　光義
１　決定年月日時　平成22年９月29日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月17日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４４６号
長崎県長崎市船石町1504番地２
債務者　籾井チトミ
１　決定年月日時　平成22年９月29日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月17日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４６１号
長崎県長崎市小江原２丁目23番11―101号
債務者　佐藤　幸一
１　決定年月日時　平成22年９月29日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月17日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２２９号
群馬県太田市西新町47番地２
債務者　吉田　節男
１　決定年月日時　平成22年９月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月18日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２２年（フ）第９９号
三重県伊勢市西豊浜町5437番地
債務者　村上　貴則
１　決定年月日時　平成22年９月29日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月18日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２２年（フ）第９９号
秋田県横手市大森町上溝字上野261番地
債務者　佐々木正美
１　決定年月日時　平成22年10月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月18日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２２年（フ）第４４４号
函館市五稜郭町35番12―605号
債務者　太田　昌幸
１　決定年月日時　平成22年10月１日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月19日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第４４８号
北海道茅部郡森町字港町104番地
債務者　佐藤　幸子
１　決定年月日時　平成22年10月１日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月19日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第４５２号
北海道茅部郡鹿部町字宮浜89番地１
債務者　丹野　頼子
１　決定年月日時　平成22年10月１日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月19日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第４５３号
函館市本通１丁目23番45号
債務者　菊地　綾子
１　決定年月日時　平成22年10月１日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月19日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第４６１号
北海道茅部郡鹿部町字宮浜238番地１
債務者　川村　芳子
１　決定年月日時　平成22年10月１日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月19日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第８１号
岩手県陸前高田市高田町字裏田33番地５
債務者　熊谷　利昭
１　決定年月日時　平成22年10月１日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月19日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２２年（フ）第９５号
岩手県一関市山目字沢内52番地５
債務者　小野寺夏男
１　決定年月日時　平成22年10月１日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月19日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２２年（フ）第１２４号
岐阜県大垣市静里町957番地　グローブサンシャイン103
債務者　川瀬　弘文
１　決定年月日時　平成22年10月１日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月19日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２２年（フ）第７３号
和歌山県西牟婁郡白浜町日置267番地　浜田団地３号室
債務者　笠松　文雄
１　決定年月日時　平成22年10月１日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月19日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２２年（フ）第７４号
和歌山県西牟婁郡白浜町日置267番地　浜田団地３号室
債務者　笠松奈津江
１　決定年月日時　平成22年10月１日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月19日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２２年（フ）第４２号
北海道標津郡標津町北５条西４丁目１番１―613号
債務者　鈴木　美樹
１　決定年月日時　平成22年９月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
５　免責審尋期日　平成22年11月19日午前11時30分
釧路地方裁判所根室支部

平成２２年（フ）第４５号
北海道標津郡中標津町西３条南５丁目１番地
債務者　関根　　進
１　決定年月日時　平成22年９月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
５　免責審尋期日　平成22年11月19日午前11時30分
釧路地方裁判所根室支部